

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成28年3月30日(水)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後4時11分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 委 員 長    | 鎌 田 元 弘 |
| 委員長職務代理者 | 佐 藤 秀 樹 |
| 委 員      | 石 坂 展 代 |
| 委 員      | 鳥 海 正 明 |
| 教 育 長    | 松 本 文 化 |
4. 出席職員
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 教育次長             | 古 橋 章 光 |
| 管理部長             | 原 口 正 人 |
| 学校教育部長           | 秋 山 孝   |
| 生涯学習部長           | 佐 藤 宏 男 |
| 学校教育部参事兼学務課長     | 棚 田 康 夫 |
| 学校教育部参事兼保健体育課長   | 向 笠 真 司 |
| 生涯学習部参事兼青少年課長    | 古 畠 秀 昭 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 鈴 木 隆   |
| 教育総務課長           | 度 会 益 己 |
| 社会教育課長           | 二 野 史 靖 |
| 施設課長補佐           | 金 子 恭 將 |
| 指導課長             | 大 村 尚   |
| 文化課長             | 田久保 里 美 |
| 総合教育センター所長       | 秋 元 大 輔 |
| 中央図書館長           | 金 子 昌 利 |
| 中央公民館長           | 塙 和 博   |
| 中央公民館長補佐         | 井戸山 克 正 |
| 学務課副主幹           | 石 渡 靖 之 |
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項

- 議案第13号 船橋市運動公園等管理規則等の一部を改正する規則について
- 議案第14号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第15号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 議案第16号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第17号 船橋市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第18号 船橋市図書館条例施行規則について
- 議案第19号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第20号 船橋市運動広場条例施行規則の制定について
- 議案第21号 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第22号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第23号 職員の任免について
- 議案第24号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

### 第3 臨時代理報告

- 報告第1号 県費負担教職員の任免に関する内申について

### 第4 報告事項

- (1) 平成27年度学校におけるインフルエンザ、感染性胃腸炎等の発生状況について
- (2) 「市立船橋アスリートウォーター」贈呈式について
- (3) 平成27年度第51回教育研究論文について
- (4) 校務支援システムの導入について
- (5) 平成27年度「市民の力活用事業」の報告について
- (6) 船橋市文化振興基本方針策定の経過報告について
- (7) その他

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

ただいまから、教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月10日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録及び2月17日に開催いたしました教育委員会会議臨時会の会議録をコピーしてお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

**【委員長】**

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合は、退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第23号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第24号につきましては、同条第1項第3号に該当いたしますので、非公開としたいと思います。また、当該議案については傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条の規程により議事日程の順序を変更することとし、報告事項(7)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第13号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

**【教育総務課長】**

議案第13号 船橋市運動公園等管理規則等の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料は大変申し訳ありません。本日机の上に置かせていただきました修正資料をご覧ください。この3つの規則、議案第13号、19号、20号の3つの規則でございますけれども、編冊後に修正しなければならない箇所が見つかりましたので、差しかえさせていただくものです。例規の審査は教育総務課で行っておりますけれども、不手際で申しわけありませんでした。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。1ページをご覧ください。

この規則を制定する理由ですけれども、行政不服審査法の全部改正が行われて、平成28年4月1日から施行されることに伴い、この船橋市運動公園等管理規則ほか7つの規則の一部改正が必要となりました。改正理由が同じでありますので、8つの規則を1つにまとめて改正するものでございます。

この行政不服審査法の主な改正内容ですけれども、使いやすさの向上、国民の利便性の向上という観点から、行政庁の処分に対する不服申し立てができる期間を60日から3カ月に延長したことや、不服申し立ての手續のうち異議申し立てと審査請求という2つがあったのですけれども、これを審査請求に一元化する等の改正がございました。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

最初に、船橋市運動公園等管理規則の一部改正です。

まず、第2号様式、使用許可書になりますけれども、この下のほうに教示文がございます。教示文中、行政不服審査法の改正に伴うものといたしましては、この右側が旧です。「60日」を「3カ月」に改めます。「異議申し立て」を「審査請求」に改めます。旧の一番下のほうですけれども、決定があった日、決定という用語が裁決という用語に変わります。「決定が」あった日を「裁決が」あったことを知った日に改めております。

また、このほかに教示文の文言を一部改正しております。他の教育委員会の規則や市規則と異なっていたことから、今回の改正を機に統一して改正しております。

6ページの第2号様式の2、こちらの改正につきましても同様でございます。教示文を改めております。

次に、7ページです。船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の改正です。こちらの2号様式につきまして使用許可書ですけれども、やはり同様に教示文の改正をしております。改正部分につきましては、8ページの上のほうになります。改正内容は先ほど説明したものと同様でございます。

次に、同じく8ページの中ほど、船橋市教育委員会会議規則の一部改正です。こちら、右側の第12条第1項第2号下線部分になりますけれども、異議申し立てが、審査請求、異議申し立てと2つありますが、これが審査請求に一本化されました。

次に、同じく8ページの下から3行目になります。船橋市民ギャラリー条例施行規則の一部改正です。第3条の第2項、右側下の部分になりますけれども、指定管理者を指定されなかったときの通知の規定です。この規定と第3号様式、これは9ページの一番下から10ページにかけてですけれども、第3号様式、不指定通知書ですが、この2つを削ります。その理由といたしましては、指定管理者の不指定、指定しないということが、そもそも想定されるものではないということから、この当該規定第3条第2項とこの様式を削るものでございます。この改正につきましては、市長部局も同じ考え方になっております。改正して削除していこうという考え方が市長部局と同じですので、これを機に削るものでございます。

次に、11ページ、上から4行目です。船橋市茶華道センター条例施行規則の一部改正です。こちらにつきましても、同様に改正をしております。右側の第3条第2項を削ることと、めくっていただきまして12ページです。様式を1つ削っているというのは同じところでございます。

次に、13ページの中ほどです。船橋市総合体育館条例施行規則の一部改正です。こちらも同様です。第3条第2項、不指定の場合の規定と、あとは14ページになりますけれども、同様に不指定の通知書、こちらを削ります。

次に、15ページの中ほどです。第6号様式、これも利用許可書ですけれども、こちらの部分につきましては、教示文も改めております。教示文につきましては、16ページの上のほうです。あと、教示文の改正も今までご説明したものと同じです。

次に、17ページの中ほどの船橋市武道センター条例施行規則、こちらにつきましても同様の改正をしております。

最後になります。21ページです。船橋市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正につきましては、こちらも同様に、教示文を改めております。教示文につきましては、21ページの最後の行から22ページに渡ってでございます。

説明は以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

基本的に国の法律に合わせたり、あとは市長部局との調整の上の教示文等の修正ということだと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号 船橋市運動公園等管理規則等の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【委員長】

異議なしと認めます。

議案第13号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

#### 【教育総務課長】

議案第14号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、ご説明い

たします。

資料は本冊の23ページをご覧ください。

この規則を制定する理由でございますが、次に挙げる3点がございます。1つ目に、行政不服審査法の全部改正により、異議申し立てが審査請求に一本化されたことに伴う教育委員会の議決事項の文言の改正、2つ目に文化課及び生涯スポーツ課が班体制から係制に移行することによる改正、3つ目に行田運動広場の設置に伴う体育施設管理事務所の分掌事務の追加、この3点になります。

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、25ページをご覧ください。

最初に第3条です。教育委員会会議の議決事項を定めた規定ですが、この第21号と第22号についての改正です。行政不服審査法の改正に伴い、「異議申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改めるものですが、議案第13号でご審議いただきましたように、この第21号、第22号にある2つの条例以外にも、審査請求の可能性というのはございますので、広く読めるよう、この2つの条例だけではなく、審査請求についての裁決に関することという文言に改めております。

次に、第6条第1項第13号及び第14号の規定中、25ページの下の方になります。公開条例、保護条例と略して規定しておりました。先ほどご説明した第3条において略称規定をしていたので、このように公開条例と略しているのですが、先ほどこれを審査請求については、裁決に関することと改めて、略称規定がなくなりましたので、左側に改めて正式な条例名等を書いたものでございます。

次に、26ページをご覧ください。第9条第1項の表、生涯学習部の改正についてです。文化課及び生涯スポーツ課の班を係に改めることにより、当該欄に係名を追加しております。班体制を係制とする理由について、文化課につきましては、当初弾力的な組織活動及び流動的な職員活用ということで班体制としていたところですが、27年度から3班体制といたしておりましたが、各業務も範囲が安定してきたことなどに伴い、係制とすることとございます。

そして、生涯スポーツ課につきましては、権限と責任の所在を明確にし、組織全体で業務を推進する体制とするため、係制とするものでございます。

最後に、第15条の体育施設管理事務所の分掌事務について、行田運動広場の設置に伴い、運動広場の文言を追加するものでございます。

この規則は、第3条から第9条の改正規定につきましては、平成28年4月1日に施行いたします。そして、第15条の改正規定につきましては、行田運動広場が28年5月1日に開設、条例が施行されますので、28年5月1日に施行いたします。

説明は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ご説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

**【石坂委員】**

26ページの運動広場というところですが、これは行田運動広場ではなく運動広場でよいのでしょうか。

**【教育総務課長】**

現在のところ、運動広場という于行田ですが、今後仮に増えてきたときに、増える都度に改正することのないよう、運動広場と規定しております。

以上です。

**【石坂委員】**

ちょっと上に目を向けますと、近隣公園というところも高根木戸近隣公園有料公園施設、北習志野近隣公園有料公園施設という言葉が使われていますし、行田船橋運動広場のほうがよろしいのではないのでしょうか。

**【教育総務課長】**

近隣公園などにつきましては、都市公園条例で一個一個がこの名称で規定されていますので、このようにいたしました。

**【生涯スポーツ課長】**

まず、高根木戸近隣公園、それから北習志野近隣公園と、この有料施設につきましては、先ほど教育総務課長からご説明があったとおり、条例に基づくものでございます。この運動広場でございますけれども、今、市内には運動広場が6つございます。ただ、これは条例で規定していない運動広場で、要綱で管理しているところでございます。

今回、5月1日施行の船橋市運動広場条例というものを規定しておりますけれども、その中に行田運動広場が盛り込まれております。そして、この運動広場という名称ですが、これは条例で言う運動広場を意味しておりますので、今のところこの運動広場と言いますと行田運動広場を意味します。ちょっとわかりづらくて申しわけありませんけれども、どうぞよろしく願いいたします。

**【委員長】**

説明を伺えば、なるほどと思う。

石坂委員、よろしいでしょうか。

**【石坂委員】**

これは、一般の方が目にするものではないと思いますので、きちんと質問があった場合に説明ができればよろしいと思います。

ありがとうございました。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

ないようでしたら、議案第14号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第14号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号について、教育総務課、説明をお願いします。

**【教育総務課長】**

議案第15号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

資料は本冊の29ページをご覧ください。

この訓令を改正する理由でございますが、船橋市運動広場条例の施行に伴い、所要の改正を行う必要があること、また、教育次長の専決事項を新たに定めるための改正でございます。

それでは、内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、45ページをご覧ください。

はじめに、第3条です。これは決裁の順序を定めた規定です。今回「、関係部課係の合議」を経てという部分を削ります。これは、現在合議の順番に関する規定が船橋市文書管理規程、そして船橋市教育委員会事務決裁規程の両方にありますが、その順番に整合性がとれていないという状況がありましたので、今回改正するものでございます。

次に、第4条です。こちらが、教育長の決裁事項と部長や課長等の専決事項を定めている規定ですが、現行では教育次長の専決事項というのはございませんでした。市長部

局の例を見ますと、部長の上に建設局長や健康福祉局長という職がある場合、こちらの職に専決事項がございます。ですので、教育委員会におきましても、教育次長の専決事項の規定を新たに設けることといたしました。

第4条の見出し中の「部長等」を「教育次長等」に改め、第1項及び第2項中の部長の前に「教育次長、」と文言を加えております。

次に、46ページをご覧ください。第9条から第14条まで1条ずつ繰り下げて、新しく第9条を入れております。教育次長が不在のときの代決に係る規定を追加しております。そして、別表第1、別表第2には、教育次長の専決事項の欄を新たに追加いたしました。主に内容といたしましては、部長と参与の休暇や旅行命令に関する事項について、教育次長が専決するものとして規定しております。

以下、このような表が65ページまで続きますが、ここまでの改正規定は平成28年4月1日に施行いたします。

次に、66ページをご覧ください。こちらは、生涯スポーツ課の専決事項の規定になります。65ページに生涯スポーツ課というところが規定されておまして、1ページめくって表の部分だけ66ページがございます。こちらは、生涯スポーツ課の専決事項です。表中の(5)に、「並びに運動広場」の文言を追加しております。新たに所掌事務に加わった運動広場が追加されております。船橋市運動広場条例の新規制定に伴う改正でございます。この改正規定につきましては、先ほどもございましたが、条例施行に合わせて平成28年5月1日に施行ということになります。

説明、以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育次長の専決事項ということですが、今まで実質的な実態としてはこういうような流れもあった。それを明示したというようなニュアンスに近いという理解でよろしいでしょうか。

#### 【教育総務課長】

実態として、こういう流れはございませんでした。今回、主に部長等の休暇であるとか旅行命令というところの専決事項が加わったのですけれども、今までは全て教育長が決裁しておりましたが、市長部局の例を見ても、それは1つ下の者が専決しておりますので、新たに教育次長に今回設けたものでございます。

#### 【委員長】

わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第15号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、学務課、説明をお願いいたします。

**【学務課長】**

議案第16号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本冊69ページからでございますが、73ページからの管理規則新旧対照表をご覧ください。ただければと思います。第3条の課程、学科及び生徒定員が単位制導入により、表記が変更になります。単位制では、学年の区別がございませんので、学年の欄は設けておらず、計の欄に生徒定員が記載されております。2年生、3年生は学年制であるため、各学年に生徒定員を記載しております。この表は年次進行で、学年制の定員が減り、単位制の定員が増加し、2年後には単位制のみとなります。なお、単位制では学年ではなく、年次を使います。

第4条は、在学できる期間の記載が加わります。県立高等学校管理規則や単位制を導入している他市の管理規則と同様な表記となります。なお、在学できる期間につきましては、県や単位制を導入している他市の場合も6年と聞いております。6年の記載は要綱等には特には記載をしていないというふうに聞いております。

第11条です。単位制導入に伴い、県や単位制を導入している他市の管理規則に倣って必要な表記に改めました。なお、市立高校では、単位制が導入されますと、週当たり授業時間数が現行の30時間から32時間になります。

74ページ、第19条の2でございます。国際化の進展や高校生の海外留学促進に向けて、平成22年度に学校教育法施行規則が改正され、外国の高等学校における履修を校長が学校の履修と見なし認定できる上限単位数を30単位から36単位に拡大したことを今回の管理規則改正に盛り込んだものでございます。

続いて、第22条第2項についてです。単位の修得の認定時期について、従前までの学年の途中とすることができるという表記を県や単位制を導入している他市管理規則に

合わせ、単位の修得を認定した時期に改めました。市立高校では、半期ごとに成績会議を設けておりますので、年度途中でも成績会議で認定ができるということになります。

第24条、25条につきましては、単位制導入により表記の変更でございます。

第26条、編入学の規定について、単位制への編入学についての規定を、県や単位制を導入している他市の管理規則に倣って追記したものでございます。

第27条につきましては、前条の3で単位制による課程への編入学の規定を設けたことから、項の追記をしたものでございます。

第27条の2、帰国子女の入学時期の特例に関し、単位制導入に伴い追記をしたものでございます。

第38条、再入学の規定に、単位制に在学している生徒が退学し、再入学をした場合の規定を県の管理規則に従って追記したものでございます。

76ページです。第49条、単位制を導入した場合、学年ではなく年次を使用することから追記をしました。なお、単位制の場合でも、他の単位制導入の高等学校同様、呼称としては学年主任を使用します。

第67条、定例報告についても、今回の改正に沿って変更をいたしました。単位制と学年制が混在する期間につきましては少々混乱する点もございますが、市立高校でも平成28年度を準備期間として、この管理規則の改正に沿って校内規程を改正し、単位制導入を準備してまいります。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【委員長】

ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【佐藤委員長職務代理者】

質問をさせていただきます。

在学できる期間に関しては、改めて教育委員会で他の要綱等、そういうところで決めると考えてよろしいのでしょうか。

#### 【学務課副主幹】

これに関しましては、文章にもございますとおり、校長が教育委員会の承認を得て定めるということになっておりますので、他市の例で見ましても、校則、学校の内規、そこで教育委員会の承認を得て定めるという形になろうかと思っております。

先ほど話があったとおり、大学などでもそうだと思うのですが、通常、倍といいたいでしょうか、6年というような形で、単位制、原級留置がないということで、留年がないということになりますので、そのような形で対応しているということを確認しております。

以上でございます。

**【委員長】**

いかがでしょうか。

よろしいですね。

すみません、私からですが、第3条のこの表の記入の仕方ですが、単位制で1年生は数字が入らないですが、数字が入らないのはブランクのままなのか、スラッシュか何か引いておくのか。通常こういうブランクのままという例はないでしょうけれども、いかがでしょうか。

**【学務課副主幹】**

幾つか単位制に移行した、先行した市のその改正時の資料をひも解いた中では、特に直近のところでは柏市がそうだったのでございますが、やはり、これと同じような表で空欄のまままで対応しておりましたので、そのまま踏襲させていただきました。

**【委員長】**

あと、第19条の2で外国の高等学校における履修を見なすというときに、外国の高等学校もいろんな制度がありますし、履修の時間帯、履修のルールも大分違いますよね。一律にこういう表現で大丈夫ですか。

**【学務課副主幹】**

当然、留学をする場合には、留学先の、以前、市立高校でもそういう例がございましたけれども、留学先についてどういう学校であるかというところは、許可をする上では調査しておりますので、全く検討違いだというような形での承認はしていないと思います。ですから、今後もそういう形だと思いますので、最大36単位までということでは拾いましたが、当然、それは履修する中身を、習得した中身を確認した上での最大というようなことでの理解で進めていく形になると思います。

**【委員長】**

具体的にはカリキュラムなりシラバスなりをチェックした上で認めるというイメージですね。

**【学務課副主幹】**

そういうことでございます。

**【委員長】**

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第16号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、学務課、説明をお願いいたします。

**【学務課長】**

議案第17号 船橋市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明をいたします。

本冊79ページからです。81ページの新旧対照表をご参照ください。第2条の新旧対照表資料からです。普通科の学区を「船橋市全域」から「船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域」に改めます。

また、平成28年4月1日付で市立船橋高等学校を新たに通学区域とする市川市に義務教育学校が設置されることから、第3条の中学校の次に「若しくは義務教育学校」を加え、「これ」を「これら」に改めます。

市内外から集まった生徒が、互いに切磋琢磨をして学ぶ市立船橋高等学校が船橋市や近隣市において、市立船橋高等学校で学びたいという魅力を感じさせることをさらに増幅させたいという願いの中でのこの学区の拡大でもございます。さらに魅力あふれる学校へと発展していくように、努めてまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ご説明ありましたが、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

以前も聞いたかもしれないのですけれども、改めてこの学区の、どこまでが範囲であるかは、どのような趣旨で決められているのでしょうか。

**【学務課副主幹】**

普通科の通学区域に関しましては、市内の県立高校と同様な学区に改めるということをございまして、県のほうの通学区域の規則にもその市が所属する通学区域及びその隣接学区ということが普通科の通学区域になっておることから、市立船橋高校が船橋市にあるということ、第二学区及びその隣接する学区、第一学区の千葉市、柏市等の第三学区、それから佐倉市等の第四学区、これが学区ということに改正させていただいた中身になります。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

高校入試の地図がありますよね。コピーして持ってきていただければ。

**【委員長】**

佐藤委員、よろしいでしょうか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

1つだけ。千葉県内の市立高校等で学区を全県にしているようなところはあるのでしょうか。

**【学務課副主幹】**

市立高校で普通科においては、市内の学区もしくは今回の改正する市が所属する学区及び隣接学区という形をございまして、普通科において全県学区、県内全域学区にしているところはございません。

県立高校では幕張総合高校、今普通科ですけれども、この平成31年度には総合学科に変更になりますが、全県県内全域学区です。それから、県内に女子高が2つございます。千葉女子と木更津東、これが県内全域学区にはなっておりますが、それ以外は普通科は、その所属する学区及び隣接学区という規定になっております

**【佐藤委員長職務代理者】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号 船橋市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第17号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、中央図書館、説明をお願いいたします。

**【中央図書館長】**

議案第18号 船橋市図書館条例施行規則について説明させていただきます。

資料は本冊83ページをご覧ください。平成28年第1回市議会定例会におきまして、船橋市図書館条例の全部改正に関する議案が、きのう可決されました。船橋市図書館条例施行規則についても指定管理者制度の導入等に伴い、所要の改正を行う必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきまして、ご審議をお願いするものでございます。

主な改正点といたしましては、1点目は船橋市図書館指定管理者指定申請書など、指定管理制度の導入に伴い、必要な様式を定めます。

2点目は、保育所や放課後ルーム等を対象として、図書館資料利用券交付の手続を行わずに、別に定める貸出期間や点数で図書館資料を貸し出す特別貸し出しに対応するために、必要な規定を追加いたします。

3点目は、使用者が図書館資料を損傷または消失したときの賠償期限について、請求を受けた日から7日以内を28日以内に改めます。

4点目は、新西図書館開館に伴い、国立国会図書館が図書館向けに送信するデジタル化資料の閲覧等を開始する予定ですが、複写申込書をデジタル化資料の複写に対応する様式に改めます。そのほか、利便性の向上のため、様式を改めるものでございます。

主な改正点は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

利便性向上というところですけども、市民からこういうことを改善してほしいとか、組織を図書館内部でこういうところを見直しましょうということが積み上がった上で、それを改善するという理解でよろしいのでしょうか。

**【中央図書館長】**

今、委員長おっしゃるとおり、市民の方からそういう意見もありまして、また現実的にやっていっている中で、齟齬と言ったらおかしいですけども、そういうところも若干ありまして、それを総合的に見た上で今回改正をいたしました。

以上です。

**【委員長】**

ほか、いかがでしょうか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

追加や改正をしたところがどこで、今までどおりというところがどこなのかわからないので、全体を見てどういうふうに考えればいいのかというところがあったのですけれども、何か分かりやすい資料などはありますか。

**【中央図書館長】**

全部改正ということになりますので、結構大幅に改正をしております。ですから、ちょっと資料としては新旧対照表はおつけしておりません。申しわけございません。

**【委員長】**

全面的にいろいろなところに手が加わっているという感じですね。

**【中央図書館長】**

そういうことでございます。

**【石坂委員】**

今回、指定管理者制度のことも盛り込まれていますけれども、84ページに指定の通知というのがありますが、その指定管理者の監査というか、チェックというか、そういうものはまた別にあるのかもしれませんが、その指定管理者が不相応、不相当だということになり得ることもあると思われまますので、指定の通知とは反対に、指定の解任とか、

そういったことは書かれていなくてもよいのでしょうか。

**【生涯学習部長】**

冒頭、館長のほうから説明がありましたが、第1回定例会で図書館条例が可決されておりまして、それに伴う指定管理者の部分の手續の規定をさせていただいております。

指定管理者の選定の手續というのはまた別途にやりますので、それは選定委員会というものを開いて指定管理者の選定をやっていく。その際は募集要項を決めたり、仕様書を決めて行ったりとか、その後に書面審査、面接審査等を経て、指定管理候補者を決定していく。

手續的には、今の予定ですと28年の第4回定例会、12月ぐらいですか、そこに指定管理者候補者の指定議案を出す。と同時に、債務負担行為の予算関係も出すということになりますので、こちらの施行規則には、その指定手續の指定申請書など、そういったものの様式を定めているだけで、実際は募集要項やそこに伴う仕様書になります。それについては、次の教育委員会会議で現在考えている募集要項案についてお示しして、ご意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**【石坂委員】**

その指定管理者決定の流れは別にあるというのはわかっていますけれども、この規則の中に指定の通知という項目があるので、指定を解除されるとか、そういったことは入れなくてよいのでしょうかというお話です。

**【生涯学習部長】**

今の手續の中ではそういうふうになります。指定管理導入については、29年4月1日ということになりますので、その後、当初いただいた事業計画書で1年間の業務が終わった後は事業報告書等いただいて、第三者評価委員会で評価をしていきます。

その中で、指定の取り消しというお話ですが、それは地方自治法の規定がございますので、そちらの規定に沿ってやっていくという形になりますので、この規則事項ではございません。

しっかりとした候補者を選んでいく作業に4月以降入っていきますので、よろしくお願いたします。また、段階を踏んで教育委員会会議のほうにもご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

第三者委員会の査定の件というのは、ここにもまた必要ないというふうに考えてよいですか。

**【生涯学習部長】**

12月の教育委員会定例会で、今考えている図書館条例の内容をお示ししました。そのときに、管理の透明性と評価という条文があったのですが、いろいろ法務担当所管と協議した結果、今回議会に上程したものについて、そこが条文から除かれております。

そういった形で、上程して可決いただいているのですが、議会の質疑のやりとりの中では、第三者評価委員会、評価の部分はどうかということであれば、要綱をつくってきちんと予算をとって評価していけば担保できるということで、そちらは確実に実施していくということで、一応、条例事項から外れておりますので、この規則事項にも入ってございません。

第三者の評価についてはそのように履行していきたいと思っています。当然、その中にはこの選定委員会の委員の候補者の中にも、図書館に関して学識経験を有する者等、第三者評価にもそういった者を入れてやっていきたいと思っています。また、指定管理候補者の財務状況なども見なければいけませんので、税理士の方を入れたり、そういった形で専門職も入れた中で、選定評価をしていきたいと思っています。選定委員会は来年度予算でやりますが、第三者評価委員会自体29年度予算という形になりますので、また機会があればご説明したいと思います。

**【佐藤委員長職務代理者】**

あと、これ以前から同じだったのかどうかかわからないですけども、船橋市図書館協議会ということが18条に出てきますけれども、協議会を置く意義や目的等、そういうものが見えないですが、これもここには入れなくてよいのでしょうか。

**【生涯学習部長】**

図書館協議会の設置の条文については、図書館条例にもございます。図書館法という法律がございまして、それは図書館協議会を設置することができる規定になっております。教育委員会におきましては図書館条例の中に条文を起こしまして、その詳細についてはこの施行規則に委任しているという形になりますので、例えば第18条第4項に任期が書いてあります。そういった詳細については、施行規則に委任ということでご理解いただきたいと思います。

**【委員長】**

佐藤委員、いかがだったでしょうか。よろしいでしょうか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

はい。

**【委員長】**

最近、図書館だと、自分のところに図書がない場合は他市さんでも探してくれるといったサービスがあるのですけれども、その辺は図書館条例のほうに書かれているのでしょうか。

大英図書館なんかだと、海外からの文献を取り寄せる業務など、いろいろ細かくあるのですが。

**【生涯学習部長】**

条例事項は主に公の施設としての設置等及び管理に関する事項と、今回は指定管理に関する事項を規定してございますので、例えば第15条の配本所の設置とか第16条の移動図書館、第17条の図書館資料の複写という、こういう詳細な部分については、規則委任ということでご理解いただければと思います。

そういった手続的なものについては、施行規則。条例の条例事項については、公の施設の設置、例えば目的や管理、図書館の場所、指定管理に関する条項など、そういったものについては条例ということ、それは2月の定例会でお示ししてご承認いただいたものになりますので、詳細については、施行規則という形になると思います。

以上です。

**【委員長】**

例えば、その中でお互いに図書を融通し合うというような県が、お互いの公共物を全体でサービス向上させるというのを一つ大事なところかと思うのです。実際にそういうものがなされているということであればよいのですけれども、特にそういう文言は見当たらなかったものですから。

**【中央図書館長】**

まず、図書館法という法律があります。その中で第3条に図書館奉仕ということ、図書館の業務等が記載されていますが、その中の第4項のところ、今委員長がお話しされましたけれども、他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うという記載がございます。それと、あとは今回の条例の中に、やはり業務と

ということで第3条、図書館業務というのが書かれていますけれども、その第3条の第1項で、今言いました法第3条に規定する事項の実施に関すること。条例上で、ここで総括的に法第3条に規定する事項の実施に関することということで、ここで一応くくっております。

**【委員長】**

ここにまとめられているという理由ですね。

**【中央図書館長】**

そういうことになります。

**【委員長】**

了解です。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号 船橋市図書館条例施行規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第18号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課】**

議案第19号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料は大変申しわけございません、修正資料の23ページとなります。

現在、小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設につきましては、学校教育に支障がない範囲内におきまして、学校開放として市民の登録団体に開放しております。

このたび、行田二丁目の旧国家公務員体育センター跡地に整備されました市立船橋高等学校のテニスコートにつきましても、テニス部の部活など学校教育に支障のない範囲内において、登録団体へ開放する体育施設として同規則に加えるに当たりまして、所要の改正を行うものでございます。

改正する内容でございますけれども、資料29ページ新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、規則の題名を船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則と改める。そして、第1条中、中学校の次に「、高等学校」を加えるとともに、所要の改正を行うものでございます。また、このテニスコートを登録団体に開放するのは、本年6月からを予定しておりますけれども、登録団体の受け付けやテニスコートの利用調整など、事務手続を本年4月から行うため、施行日につきましては平成28年4月1日としております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【石坂委員】

もう市船の行田のテニスコートも市民の方が登録すれば使えるということで、皆さんテニスをやられる方はいつもコート取りに苦労していらっしゃるというお話がよくありましたので、大変よかったと思っております。

ただ、今、小学校、中学校の場合ですと、土日に開放していると思うのですが、市船の場合、土日は練習がたくさんあるかと思っております。どの程度使える時間帯があるのでしょうか。

#### 【生涯スポーツ課長】

今、市立船橋高校と使える日にちについて協議して大分固まってきております。今予定しておりますのは、平日の9時から12時の1コマ、そして12時から15時の1コマ、1日2コマの平日を考えております。また、学校の授業、学校行事等によりましては、平日でも使えない場合があるということになっております。

以上でございます。

#### 【委員長】

あくまでも学校優先ということですね。

ほか、いかがでしょうか。

#### 【佐藤委員長職務代理者】

各小学校、中学校などは、その学校が登録団体がある意味取りまとめているというのもおかしいですけれども、会議を学校で行ったりということで、中にはPTA会長が関

わっていたりするところもあるとは思いますが、こちらも基本的には市船のほうで、ある程度登録団体との折衝等、この日は使える、使えないとか、そういうことを市船で基本的にはやるということによろしいのですか。

**【生涯スポーツ課長】**

学校開放につきましては、学校開放のための運営委員会というものをつくっていただくこととなります。学校の先生にも入っていただきますし、またPTA、また利用団体の方など、そういった方々で運営委員会をつくっていただきまして、そこで利用団体の調整をしていただくということになっております。

以上でございます。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。学校のいろんな施設の開放って大変素晴らしいこと、いいことだと思うのですが、先生方がこういう調整とかということになると、そうではなくても先生方お忙しいのに、その辺の、本来の学校教育に費やすべき時間が、大分そがれてしまうという、その辺の対応というのはどうされるのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

確かにご負担かける面もあろうかと思えますけれども、この運営委員会の中で会長さんを決めていただいて、会長さんに窓口となっていただく、ここの役割を担っていただいております。この会長さんが多いのは大体利用団体、あるいはスポーツ推進委員の方など、こういった方になっていただいているところでございます。

**【委員長】**

基本、地域でその辺はサポートしてくださるという理解でよろしいですね。

**【生涯スポーツ課長】**

そうでございます。

**【佐藤委員長職務代理者】**

今のでちょっと気になったのですが、市船はどうしても地域というと船橋全域になるような気はするのですが、例えば、テニス関係の協会など、そういうところも入ることはあるのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

まず、この利用できる登録団体でございますけれども、市内に在住、在勤、在学する

方で、10名以上の団体で、なおかつ、このスポーツをする目的を持っている方となっておりますので、団体をこれから募集をする予定でございますけれども、大分多くなることも想定しております。

テニス協会という団体ではなくて、あくまでも、今申しあげました市内在住、在勤、在学の10名以上の団体を登録団体として扱います。もし多くなった場合については、市船と協議しているところでございます。

**【委員長】**

佐藤委員、いかがですか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

意見です。どうしても各学校の開放などですと、ある意味、目の届く範囲という意味合いができると思うのですが、この市船のテニスコートともなると、本当にその辺がどれだけ目が届くかというのが大変になると思います。一応、船橋には、ソフトテニスも含めるとテニス関係の協会2つあるのでしょうか。もう少し協議の場の中に入れてもいいのかなというような気はしております。

以上です。

**【生涯スポーツ課長】**

大変貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

また、このテニスコートの管理につきましては、先ほど申しあげましたように、学校開放として開放するのは本年の6月からを今予定しておりますけれども、その前の月、5月にこのテニスコートのすぐ隣に、行田の運動広場がオープンいたします。行田の運動広場につきましては、管理人を1人置いて管理する予定でございますが、その管理業務の中に、このテニスコートの貸し出しについても加えているところでございます。

以上でございます。

**【佐藤委員長職務代理者】**

申しわけない、今の聞いてもう1点。テニスコートは全天候型と言うのですか、オムニと言うのでしょうか。もしクレードルだとすると、かなり管理が大変なのかなと思って心配でしたが、その辺、大丈夫ですね。

**【石坂委員】**

31ページの申請書のタイトルですけれども、少し違和感があります。使用団体登録申請書でよいのではないのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

ご説明いたします。この申請書の名称ですけれども、まずは先ほど申し上げましたように、市内在住、在勤、在学の10名以上のスポーツをするところの団体、これを登録団体という団体名で規定しております。この登録団体として登録するための申請書という意味で、ちょっと紛らわしいのですが登録の控えとなっております。

以上でございます。

**【石坂委員】**

私は、使用団体というイメージだったのですけれども、使用登録団体ということですね。わかりました。

それともう一つ、32ページの旧のほうに、真ん中より少し下ですけれども、この申請書により得た個人情報は云々という下線が引いてある3行ありますけれども、これをとってしまった理由は何かありますか。

**【生涯スポーツ課長】**

これは、様式に規定する項目として、教育総務課、そして法務担当部局とも相談させていただきまして、これは特に記載の必要はないということで確認しております。

以上でございます。

**【鳥海委員】**

確認の質問でございますが、体育施設の利用の申し込みということで、例えば体育館、その他の市の学校の体育館ですが、運動以外での使用目的というのは一切受け付けないということでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

この小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則、この目的はあくまでもスポーツをする方のために、学校に支障のない範囲において施設を貸し出すという目的でございますので、スポーツをする方のために貸し出すこととしております。

**【委員長】**

例えば、ある人が10人のメンバーからコーチングのための費用をとって、それをある程度商売と言ったらなんだけれども、それをやるというのは可能になるのですか。もしくは、できませんという話をしておかなくても大丈夫ですか。

**【生涯スポーツ課長】**

これはまず登録するときに、活動内容を申請書でチェックさせていただきます。  
それから、学校開放運営委員会でもチェックさせていただきますので、そのような活動はできないこととなっております。

**【委員長】**

安心しました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、議案第19号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第19号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

議案第20号 船橋市運動広場条例施行規則の制定についてご説明いたします。

資料は、同じく修正資料の35ページからとなります。この規則は、本年5月1日に供用を開始する行田運動広場を規定いたしました船橋市運動広場条例の制定に伴い、所要の定めをするものでございます。この規則に規定する内容につきましては、資料35ページの第2条の運動広場の供用時間及び使用時間、そして36ページの第3条では休場日、以下、使用の際の許可申請や使用料の減免に伴う手続、また使用者の守るべき事項等を規定するとともに、運動広場の使用をするに当たり、必要となる許可申請書等について、様式第1号から第4号様式として定めるものでございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ご意見、ご質問、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号 船橋市運動広場条例施行規則の制定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第20号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号について、生涯スポーツ課、ご説明をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

議案第21号 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料でございますが、本冊の119ページでございます。現在、運動公園や法典公園、また総合体育館、武道センターなどの体育施設の利用者の方には、利用者カードを交付し体育施設の予約などができるようになってございます。また、この利用者カードで利用できる対象施設は、同規則で定めているところでございます。

このたび、本年5月1日に供用を開始いたします行田運動広場を規定した船橋市運動広場条例の制定に伴いまして、行田運動広場を利用者カードの対象施設として定めるため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、資料125ページをご覧ください。こちら、新旧対照表の左側下段の部分でございますけれども、船橋市運動広場条例第2条第2項に規定する運動広場、行田運動広場となりますけれども、この部分を追加するとともに、字句の修正など、所要の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】**

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第21号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号について、生涯スポーツ課、説明をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

議案第22号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は同じ本冊の133ページからとなります。総合体育館につきましては、平成28年度にスポーツ資料の展示室を整備するために、改修工事を行うこととしております。現在、船橋市総合体育館条例におきまして、貸し出し用の施設となっております展示ホール、これを廃止するための同条例の一部改正を行ったところでございます。これに伴いまして、同施行規則につきましても、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますけれども、133ページ下段にあります第4号様式の表をご覧いただきたいと思いますが、展示ホールの部分を削除するとともに規定の整備といたしまして現在やはり貸し出し用となっていない施設である多目的運動広場につきましても、今回削除を行うものでございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第22号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理の報告に入ります。

それでは、報告第1号について、学務課、報告をお願いいたします。

### 【学務課長】

報告第1号 県費負担教職員の任免に関する内申についてご報告いたします。

資料は別冊の2になります。平成27年度末の管理職の異動でございます。校長につきましては、退職者が27名、管内他市へ帰還した者が2名おりました。そのため、平成27年度末は29名の校長配置ができるようになりました。29名の校長のうち、再任の校長が6名、管内他市からの新任校長が1名、県立高等学校からの新任校長が1名、市内からの新たに校長になる新任校長が21名ということになりました。そのほかに、管内他市に1名新任校長として配置されました。56歳の新任校長につきましては、8名配置となっております。

副校長は今年度と変わりません。

教頭でございますが、退職者が3名、教頭から校長に昇任した者3名、県教委へ帰還した者1名、県立高校へ帰還した者1名、行政に異動した者が17名おりました。平成27年度末は、このたび25名の教頭配置ということで、再任、再び教頭になった者が2名、管内他市から帰還する者が1名、市内の新任の教頭が22名ということになりました。そのほかに管内他市に1名、新任の教頭として配置をいたしました。

以上でございます。

### 【委員長】

ありがとうございます。

ご報告がありましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。

はじめに、報告事項(1)、及び報告事項(2)について、保健体育課、報告をお願いいたします。

### 【保健体育課長】

資料本冊137ページをご覧ください。報告事項(1)平成27年度 市立の小・中・特別支援学校および市立高等学校のインフルエンザ、麻しん、感染性胃腸炎等の発生状況について、ご説明いたします。

まず、インフルエンザですが、本年度は流行が比較的遅く1月下旬に入り罹患者が急激に増加いたしました。比較的短期間に急激に罹患者が増えたことと、A型とB型が混在して流行したことが本年度の特徴として挙げられます。資料にありますとおり、日課変更や学級閉鎖などの措置をとった学校が合わせて47校、昨年度の55校と比較すると8校少ない状況でした。しかしながら、日課変更を実施した学級数が延べ73学級あり、昨年の40学級を大きく上回っております。また、学級閉鎖を実施した学級数も延

べ175学級と、昨年度の129学級を大きく上回っております。

以上のことから、一旦流行すると周囲に急激に患者が増えること、また一度流行がおさまっても、別の型のインフルエンザが再度流行するといった本年度の流行の特徴が学校現場でも見られたと考えられます。

次のページをご覧ください。麻しんは昨年度同様、今年度も発生しておりません。

感染性胃腸炎の発生状況につきましては、本年度は小学校のみで発生がありました。5校、140名の報告がありました。昨年度は、小中特別支援学校合わせて7校102名の報告がありましたので、発生校は2校減りましたが患者数は増加しております。

感染性胃腸炎につきましては、拡大防止の観点からも初期対応が大変重要でありますので、各学校では感染性胃腸炎対応マニュアルにあります嘔吐物などの処理方法を職員に周知し、その場での緊急時の対応を行っております。

次に、資料139ページをご覧ください。報告事項(2)「市立船橋アスリートウォーター」贈呈式についてご説明いたします。

「市立船橋アスリートウォーター」は、一昨年度、市立船橋高校商業科の生徒が、株式会社健康体力研究所と共同開発したスポーツドリンクです。この「市立船橋アスリートウォーター」は、昨年12月に船橋産品ブランドに認証されました。ついては、今回その感謝の気持ちを込めて、株式会社健康体力研究所のご厚意により、市内の各小中特別支援学校に「市立船橋アスリートウォーター」を10箱ずついただけることになりましたので、3月17日に小中代表児童生徒への贈呈式を行いました。当日は、市内小、中、特別支援学校の全児童生徒を代表いたしまして、西海神小学校と宮本中学校の児童生徒に、市立船橋高等学校の生徒が「市立船橋アスリートウォーター」を手渡しで贈呈していただきました。各学校において、部活動や体育的行事等の際の熱中症対策等に活用される予定でございます。

保健体育課から以上でございます。

#### 【委員長】

ご報告ありましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

インフルエンザ、麻しん、発生ありました。鳥海委員、いかがでしょうか。

#### 【鳥海委員】

ご報告のとおり、今年はインフルエンザA型、B型が一緒にはやっちゃって、非常に大変な年でした。ただ、しばらく前までを振り返ってみますと、一番季節性のインフルエンザが逆にはやらなかったときはいつかと言いますと、新型インフルエンザがはやったときでございます。このときには、マスクや手を消毒するアルコール等々が薬局等いろんなところからなくなって、手に入らないぐらい、みんなが新型インフルエンザにならないように徹底したのです。

そうしたところ、それまでは不織のマスクも横からエアが入るのではないかと等いろいろう言っていたのですけれども、みんなが手洗い、うがいをしマスクをするようになったときに、ほとんど季節性のインフルエンザがはやらなかったというのは非常に大きな実績でありまして、やはり、予防的な効果はあるのですね。

ですので、手洗い、うがい、それから少しでもおかしいなと思ったときには、早目のマスクというものを徹底すると、絶対に休みたくないんだというお子さんにうつるような、そういったことがやはり減るのだらうというふうに思います。

あとは、やはり手洗いがすごく大事だなと思うのは、私のところにしょっちゅう風邪をひいてくる方、インフルエンザは必ず毎年かかる方、大体診察中でも兄弟で来て、兄弟診ている間でも、鼻をいじっていたり、口をいじっていたりする子がいます。これは明らかに手が感染源になっている。非常に免疫力が低いわけではない。なので、高学年に従って免疫力が高くなるという人もいますが、明らかに感染の仕方が違うのだらうと思うので、いじらないようにするのも大事かもしれませんが、いじる手がきれいであるということがすごく大事なので、その辺の教育がすごく大事だなと思います。

「市立船橋アスリートウォーター」に関しては、非常にいい試みで、もっともっと運動する立場から補給するべきものとか、基本的には失っていくものに近いものを補うという形ですね。なので、イオンウォーターもそうかもしれませんが、運動とともに失われていく水分、電解質、エネルギー源、それらを適確に吸収よく補給することによって、途中から競技能力が落ちるとか、脱水、熱中症を予防するという意味では、非常にすぐれた機能水だと思うのですけれども、こういったことが運動の盛んなところから一生懸命研究開発されたこと、非常にうれしく思いますし、健康体力研究所というのは昔からプロテインなど、いろいろなものをつくっている、非常に良心的な会社で、吸収なども考えていらっしゃると思います。私も実は貧血だった時期がありましたが、レバーを固めたものなどをでとり、治りました。薬よりも全然よかったです。僕はいい会社と手を組んだと思います。

なので、もっともっと協力してくれるところがあるんですから、もっともっと次なる開発を協力してもらえれば、我々も協力できればなというふうに心から思います。

以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

鳥海委員、開発に携わっていただくのがいいと思いますね。

#### 【教育長】

会社に市船の卒業生の方がいらっしゃるみたいです。

### 【委員長】

ほか、ご意見、ご質問なければ、次にいきたいと思います。

続きまして、報告事項（３）及び報告事項（４）について、総合教育センター、お願いいたします。

### 【総合教育センター所長】

それでは、本冊資料 141 ページ、報告事項（３）をご覧ください。

平成 27 年度 第 51 回教育研究論文について、ご報告いたします。

本事業は、教職員の自主的な教育研究及び教育実践を奨励することにより、本市の教育の充実に寄与することを目的としております。昭和 40 年から実施しており、今年度で 51 回目となります。

過日、2 月 16 日に松本教育長、審査委員長の日本女子大学教授、坂田仰先生をはじめ、関係者の方々にご出席をいただき、表彰式を行いました。審査結果については、141 ページにある資料のとおりでございます。

また、142 ページにございますように、本年度 25 名、24 編と過去 9 年間分が書いてありますけれども、過去 20 年間で一番多くの教職員の応募がございました。

内容といたしましては、2、3 にありますように、教科、領域の内容だけでなく、多岐にわたった応募がございました。また、応募者の傾向といたしましては、本年度も若年層教員の応募が多くなっており、経験年数 10 年以下の教員が 15 名で、このうち教育長賞を含め、上位に 3 名が入賞いたしました。今後、この研究成果が各学校での新たな実践や研究の貴重な資料となるよう、教育研究論文集として各学校へ配付して普及してまいります。

続きまして、143 ページ、校務支援システムについて説明いたします。この定例会でも何度か本システムについての説明をさせていただきましたが、今回もその進捗状況等について説明させていただきます。

まず、143 ページの図をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

これは、イメージ図ですが、本システムはオープンエリアとセキュリティーエリアと呼ばれる 2 つのエリアに分かれます。まず、右側のオープンエリアでございますが、通常の接続では ID とパスワードで接続されます。ここには個人情報を含まない文書の作成や、ウェブサイトの閲覧などを行うことになります。このオープンエリアには市内の全ての学校からアクセスすることができますが、学校以外の場所からのアクセスはできないことになっております。

続きまして、左側のセキュリティーエリアでございますが、ここは認証キーと呼ばれるものを使って、ここに接続いたします。このセキュリティーエリアでは、成績などの個人情報を扱います。前に説明いたしました校務支援ソフト C4 t h やエクセル、ワード、一太郎などを使うことができます。

教員が介護や育児などでどうしても自宅で仕事をしなければいけない事情が生じたときに、自宅から安全に操作できる仕組みができております。ただ、これに関しましては、さきの議会で取り上げられまして、いろいろとご指導を受けたところでございます。それについては、後ほど説明いたします。

続いて、144ページ、これにつきましては、7月の定例会のときにも説明させていただきましたので、参考までに載せさせていただきました。今回の中核である校務支援ソフトでできる内容でございます。

続いて、145ページ、実はここまで順調に進んでいたのですが、USBメモリー紛失事故がございまして、市より早急な対応を求められました。最終的には、このような形で運用するというので、市のほうにお話をさせていただいたところでございます。横軸を見ていただくと、モデル校11校とモデル校以外の学校、縦軸に公的なPC、私物のPC、公的USB、私物USBとなっております。

まず、公的PC、公的なパソコンについて、教育委員会から貸与しているパソコンについては、そこではUSBの読み書きが一切できないのがモデル校11校でございます。モデル校以外については、まだ構築が終わっていないので公的USBの読み書きはできるようになっております。

私物のPCにつきましては、モデル校11校は1人1台の環境が整ったので、全て撤去、モデル校以外の学校につきましては、1人1台の環境が整っていないので、本来は9月に新しいパソコンを導入する予定だったのですが、急遽ということで廃棄予定のパソコンを設定し対応する形で私物パソコンを撤去しております。

それから、公的USBはモデル校11校については、全て使用できないようにしております。モデル校以外の学校については、使用可ということで、これにつきましては、まだ校務支援システムが構築されていないということがあって、既存の仕組みの中で動かすことになっております。

私物USBについては、今までは禁止にはなっていたのですが、実質的に読み込み、書き込みができるようになっており、今回はハード的に一切できないような形にいたしました。

以上、このような、今、設定をこの2カ月で行いまして進んでおります。

146ページですけれども、平成28年4月以降につきましては、個人情報持ち出し簿ですけれども、ここに新たにデータ内の確認というところを設けまして、個人情報を持ち出す場合には管理職がデータの内容を確認するというような形にしております。

最後に、校務支援システムの運用に関しまして、先日のUSBメモリーの紛失事故を受けまして、市や議会で、学校における個人情報の管理について取り上げられました。そして、具体的には今回の市議会で校務支援システムの認証キーによる家庭への持ち帰りが前提のシステムは、幾ら育児や介護を含めやむを得ない理由での持ち帰りだとしてもおかしいのではないかとというようなご意見も出されました。

いろいろ話し合いをしました結果、認証キーの持ち帰りが場合によっては家庭での仕事の常態化につながる懸念もあるということから、今回、認証キーを使っての自宅からのアクセスを当面見合わせることにいたしました。本日の校長会議で本件について説明をさせていただきました。これにつきましては、学校の状況を踏まえながら、方向性を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問ございますでしょうか。

#### 【鳥海委員】

質問ですが、この例えば144ページにございますように、いろいろな情報をソフトに落としていく作業ですが、今後ICT化と言いますか、情報を丁寧に整理するという意味では、私は、最初はすごく大変ですが、いい作業だと思うのです。

それで、この後に先ほどの教育研究論文等にごございますように、個人名を全く出ないような形で、例えばある名前があるコードになる、そのコードが例えば6年間でも、あるいは、もしかしたら9年間とか追跡できるような形でデータを蓄積するなど整理をはじめると、10年後に活用が可能になってくるかもしれない、それが何かと連動していたりとか、今後あるべき教育のための材料になるかもしれないんですよ。なので、これを打ち込んでいく作業ってとても大変だと思うんですけども、ただ、PC上のデジタル情報ですから、氏名のところとかを何かしら別の形で絶対に個人が特定できない形でというのは整理ができるはず、最初にやればできるんじゃないかなと思うので、その辺のことを実際に作業されている業者の方にやっていただくと、もしかしたらこのデータが後々大変な財産になるかもしれないなというふうに思います。

その上で、恐らく倫理審査委員会のようなものを置かなければいけないかと思うんですけども、個人が一切わからない形で研究材料として何かのときに発表してよいかどうかということを審査した上で、これはもう悪意の全くない教育的善処のためにということであれば、それを誇るべきデータをベースとした研究発表というのに今後なるのかなと思います。例として、私たち船橋市の健診データを膨大なものがたまっているわけですけども、これが健康指導とかそういったことに役立つだろうと思ったんですが、これを個人の名前を消して、こういうふうになれば糖尿病防げるよ、透析を防げるよ、認知症防げるよというデータにしていくべく準備が案外大変だったんですが、教育に関しても新たにこれからはじまりますと、そういうことが今後できるのかなというふうに思いますので、ちょっと留意してデータ整理していただければと思います。

**【総合教育センター所長】**

今のお答えになるかどうかわかりませんが、144ページの図の校務というところの上から3番目に「いいところ見つけ」（日常所見）というものがございます。これは逆に名前は成績をつけているとかアクセスできるものにとっては、名前の検索ができるのですけれども、常日ごろ担任以外の先生が、教員が例えば委員会活動や部活動などでかかわって、いろんな児童生徒にいろいろななかかわり持っております。その段階で気がついたこと、なかなか担任に校務が忙しくて告げることが難しかったりすることがあります。そういったときに、ここの「いいところ見つけ」で個人情報を開いていただいて、そこにこういういいことあったよ、生徒がこんなところに気がついてたよ、といったことを書く欄があります。こういうものを蓄積していったら、これが小学校1年生から6年生まで蓄積し、さらにこれが中学校にまでさらに持っていけるということになると、委員おっしゃったように9年分のいいところや見つけられたところが集積できるというような仕組みは持っております。

今のお話も含めて、やはり考えていきたいと思えます。

ありがとうございます。

**【委員長】**

ほか、いかがでしょうか。

145ページの利用状況、モデル校11校ということですが、近々このモデル校を増やしていく方向ということの理解なのでしょうか。

**【総合教育センター所長】**

モデル校は、本年度からモデル校になっていただいて、この11校が先行して校務支援システムを使っております。この4月1日からほぼ全ての機能を使うような学校でございます。

1年間かけていろんな研修をしながら、次の年度平成29年度の4月からは全校で今度は使えるというような形になります。

以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

もう1つ。こうしたデジタルサポートシステムが導入ということになると、大変よいと思うのですが、一方で若い先生とベテランの先生との、気持ちの上での使いこなすハードルの高さが大分違うと思うのですけれども、その辺はモデル校スタートしたばかりでしょうが、見通しはどんな感じで持っておられますでしょうか。

**【総合教育センター所長】**

ありがとうございます。この今回の中核は、校務の部分の特に成績処理関係かなというふうに思っております。最初の出席簿で以前でしたら一人一人の名前をゴム印を押ししていたところから、通知表にも同じような作業をしておいて、名前を入れるだけでも相当多くの帳簿に名前を入れていました。それが今回は学務課からいただいた児童名簿、生徒名簿が出席簿に流し込まれ、それがそのまま調査書、通知表、指導要録等に反映されます。名前の入力だけでもかなりのものが時間の短縮となります。

そういったことで、年配の先生というか、なかなかこういうICTにかかわるのが苦手な先生も、まずここは便利なものとしてやっていただけたらと思います。便利なところから入っていただいて、そのほかの掲示板やグループ等は、またそこから発展して使っていただければというふうに考えております。

**【委員長】**

そういうことであれば、いろいろ記載ミス等も防げる、防ぎやすいというところですね。

**【総合教育センター所長】**

おっしゃるとおりで、最初の入力の段階、調査書の最初の入力のところは、本当に気をつけていただくしかないのですが、その後の転記のミスというのは、こちらで防止ができると思います。

**【佐藤委員長職務代理者】**

要望です。先日、他市でも情報の誤記というのでしょうか、修正ミスと言うのでしょうか、悲しい事件がありましたけれども、どうしても我々、私もそうですけれども、コンピューターに写り出されている情報というのは必ず正しい情報だと思ってしまうので、間違っていた情報、最新の情報ではなかったときのチェックというのは、やはり必ずどこかで誰かがしていかなければいけないのか、それともシステムの中にあえて組み込むことも必要なのかなと思っています。

コンピューター導入に関しては、民間もずっとここ、多分何十年そうですけれども、コンピューター導入することによって、仕事が楽になると言われ続けて忙しくなっていますので、その辺を一緒に考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**【委員長】**

ご意見として賜るということでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（５）、中央公民館、報告をお願いいたします。

## 【中央公民館長】

それでは、報告事項（５）、平成２７年度「市民の力活用事業」について、ご報告させていただきます。資料は本冊の１４７ページ以降でございます。

まず、この事業の狙いですが、事業計画書にございますとおり、少子高齢化社会の中で、現代社会の持つさまざまな課題について、公民館は地域の学びの場として取り組んでおります。本事業は、新たな公民館事業を展開するために、市民に講座や集会活動を提案してもらい、公民館とともに課題解決に向けて取り組む中で、市民の力を活用した地域力の活性化と地域活動団体の育成を図ることを狙いとしております。

本事業、２７年度新規事業として、全公民館で取り組んだものでございます。２７年度につきましては、公民館５ブロックに分かれておりますが、１ブロックで１事業、計５事業ということで予定いたしました。

事業の決定に当たっては、市民から提案をしていただき、事業の審査基準に基づきまして、公民館運営審議会の審議を経て事業決定をいたしました。今回、５事業全て終了いたしましたので、各ブロックごとに、簡単ではございますがご説明いたします。

では、１４８ページ。まず、船橋ミライ会議実行委員会から、事業名「船橋ミライ会議～みんなで地域をヒラメク時間～」という事業を行いました。

本事業は、船橋市を中心としたエリアで「何かをやりたい」と考えている人たちをつなげる対話の場づくりということで、ワークショップを中心に行いました。１回目は、インスピレーショントークということで、実践をしている団体から報告をいただき、また２回目は地元商店街からの活動の実績を報告していただき、各参加者が地域活性と地域参加ということで対話の交換をいたしました。事業評価としましては、幅広い年齢層の参加者が多様な思いが共有され、新しい発想や気づきが次々生まれてきました。

このような、地域をこうしたい、ああしたいという思いを今後の活動の支援につなげていければと思っております。

次が東部ブロックですが、船橋障がい者スポーツ協会から、「障がい者スポーツボランティア実践講座」を行いました。これは、障がい者スポーツとそのボランティアを知るボランティア実習をスポーツ交流ということで、３回講座で薬田台公民館で行いました。

障がい者スポーツの歴史と現状、障がい者スポーツと地域スポーツクラブ、そして、アーチェリー競技大会ということで、障がい者スポーツにボランティアとしてかかわる人たちの学習の機会として行いました。事業評価としましては、障がい者スポーツの変遷やこれからの展望、ボランティアの実践等、内容はボリュームあるものでございました。

次が西部ブロックですが、ふなっち実行委員会から「こどもハローワーク 船っ子の未来応援プロジェクト」という事業を行いました。これは、これからの船橋市を担う子どもたちに、地元で経営する若手経営者から職業を知る機会とするということで、公民

館エリアのお店や地域防災、助け合える街づくりまで活動を広げていこうという事業で、計7回実施いたしました。さまざまな職業を持つ方々が自分の職業、かかわり方、将来の子どもたちに寄せる思いを語っていただきました。対象は小学校4年生から6年生、保護者も一緒に参加していただきまして、事業評価としましては、さまざまな方々から話を聞き、あるいは体験し、働くことの楽しさを感じていただきました。

次が北部ブロックですが、船橋市生涯学習コーディネーター連絡協議会北部ブロックから、「3. 11を忘れない 5年目の東日本大震災」ということで事業を行いました。これは、朗読と語り、鎮魂歌の演奏、合唱ということで、3部構成で行っております。会場は二和公民館ですが、ちょうど東日本大震災から5年目、改めて被災地3. 11の当日の実際を確認し、被災者の声に耳を傾け、苦労、苦難の思いを寄せるということで、将来の子どもたちに記憶を残していこうという催しでございました。

最後に中部ブロックですが、高根台団地自治会から、「高齢化社会における地域医療を考えるシンポジウム」ということで、高齢化率の高い地域で、医療・福祉・介護にかかわるパネルディスカッションを行いました。基調講演としまして、徳州会病院院長から高齢化社会における地域医療を考えるということで、その基調講演を受けましてシンポジウムを行いました。事業評価としましては、地域医療についてのシンポジウムを行い、地域の役割、市民は何を求め、何を期待するのかを考える場としまして、地域包括ケアシステムを地域でいかに具体化するかを地域課題として位置づけたものでございます。

以上、各ブロックからの報告ですが、参考までに新聞で取り上げられた記事とし葛飾公民館での「こどもハローワーク」、読売新聞のほうでは3. 11の記事について掲載されております。また、最後の画像は船橋ミライ会議でのワークショップの様態を掲載させていただきました。

以上、報告でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【佐藤委員長職務代理者】

感想です。各地域で、本当にいろいろな活動をしている人がいて、我々は行政の役割としては、そうしたいろんな人たちをつなげていくということが、これからとても重要になってくると思います。

そういう意味でも、公民館というところの活動というのは、これからはもしかしたら、いわゆる社会をつくっていくための核になっていくのかなと思っております。そういう意味で、こういうことがまた毎年行われて、いろいろな人たちがつながっていくという、

そういう世の中になっていただくことによって、その教育全体がレベルアップしていくのではないかなというふうに感じました。

お疲れさまでした。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から。こういうプログラムは市長部局の市民協働課もいろいろな、ある意味似たようなこともやっているのですが、やはり公民館を拠点としたというところでは、新たな公民館の裾野を広げるといって大変いい試みだと思います。

そういう成果は市民協働課などとまたお互いに成果を出し合って、検討していただければいいかなというふうに思いました。感想です。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

報告事項（６）について、文化課、報告をお願いします。

#### 【文化課長】

報告事項（６）平成２７、２８年度の２カ年で策定する船橋市文化振興基本方針の経過報告をさせていただきます。

資料は別冊の１になりますが、資料提出時より最新の資料ができております。それを追加しそびれております。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

本方針は、文化芸術振興基本法の中で、文化芸術の振興に関して、地方公共団体の責務が明示されていることから、本市における文化の振興に関して、地域の特性に応じた施策を実施するために策定いたします。

本方針の位置づけにつきましては、資料の１ページの記載のとおり、本市総合計画、後期基本計画並びに教育関連計画の上位計画があり、その下に位置する個別計画となります。策定期間は２７から２８年の２カ年になります。現在、有識者８人、市民代表２人の１０人による策定委員会を立ち上げており、昨年８月から今週の３月２８日月曜日までの間、３回の策定委員会を実施いたしました。

これまでの委員会の内容ですが、現状把握は資料の１１ページ以降、アンケート調査と、それから文化団体の懇談会を２回実施しております。

それを受けまして、課題整理をいたしました。課題整理の内容については資料の３１ページ以降に記載をしております。

その後、基本的な考え方から、基本目標の導き出しまで事務局案を資料３６ページになりますが、先ほど差しかえさせていただきました。そのページ基本方針からになりますが、事務局案をまとめております。これについて、先日２８日の月曜日、策定委員の

皆様に検討していただいております。

その際にどのような形になった段階がふるさと船橋に愛着を感じ、船橋における文化普及、振興した状態なのかの絵がまだもう少し描き切れてないのではないかというようなご意見、それから少子高齢化を見据えた方向性の示唆ですとか、今後、今回につきましては、この先5年間の方向を見ておりますが、その中にはオリンピック・パラリンピックがございます。その観点から、国際交流の観点等も考え方の中に含んだほうがよいのではないかというような、検討課題の指摘をいただきました。

今後の予定につきましては、策定委員会を第4回、5回、6回と28年度に残り3回を実施いたします。素案をつくりましたら、パブリックコメントを8月から9月に実施し、教育委員会、それから議会への報告を経て、12月から1月を目途に市民の皆様に周知をする、広く広報をするような流れで、今後策定をしていく予定でございます。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、お願いいたします。

私から。こうした文化振興にかかわる基本方針というのは、近隣他市さんなんかでもつくられているのですか。

#### 【文化課長】

はい。近隣他市、それから中核市を含めて39市、策定しております。全国的にはもう少しつくっていらっしゃるのですけれども、調査したのは中核市と近隣は調査しております。

#### 【委員長】

なかなか充実した中身なので、でき上がるのが楽しみです。一番最後の評価資料と計画や目標資料も数値からとれるところはとってすごいなと思いましたが、またその辺の数値に縛られ過ぎると大変なところもありますので、無理のない目標値をあげただけであれば、それを少しずつ達成するというほうが充実感があるかなというふうに、個人的には思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

#### 【佐藤委員長職務代理者】

本当に、まず文化というのが余りにも幅広くなってしまうのかなということで、この基本計画というのか、基本方針策定というのはとても難しいですし、特に船橋というの

は余りこういう言い方していいかわからないですけれども、本当に地域、地域によってもいろいろ文化があるのですが、ただ、今回はかなり細かく綿密にやっていたという様子がうかがえます。また本当にいいものができるように期待をいたします。

もう1つ、それに加えてまたこんなことを言うと申しわけないのですけれども、これから新しくつくられて行く文化みたいなものが、どこかに、実際には入っていることになるのかなとは思っているのですけれども、言ってみれば文化課さんが今までやって来た文化振興がどこに入ってくるのか、簡単に言うとミュージックストリートとか、そういったものがどこに入るのかなというのが、新しい文化のほうです。つまり、これから将来に向けてつくり上げていく文化のことがどこに入っているのかお伺いしたいと思います。

**【文化課長】**

まさしく、今佐藤委員がおっしゃっていただいたことを、先日、月曜日の策定委員会の中でも、委員のご意見から出ました。その委員は「文化未満」という表現を使われましたが、それが定着していったら文化になるだろう。そういうものもきっとあるので、掘り起こしが必要だろうというご意見をいただいております。

ただ、それをどういうふうに、ミュージックストリートですとか、本課がやっている事業については見えてくるのですが、広い地域の中でそれを探していくのは難しいですが、検討していきますというような方向でお話はしております。

以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいですか。

**【佐藤委員長職務代理者】**

おもしろい言葉を聞きました。

**【委員長】**

それでは、続きまして、報告事項（7）の「その他」ですが、報告したい事項などがある方いらっしゃいましたら、報告お願いします。いかがでしょうか

先ほど、学校区、後で追加で配っていただきましたが、ご説明はありますでしょうか。

**【教育長】**

第2学区の隣接学区だから、第1、第3、第4学区が新しい通学区域となります。かなり広くなりますね。

**【委員長】**

人口圏で言うと相当なものですね、人口規模で言うと。

**【教育長】**

船橋市が近隣の学区に囲まれるようなよい位置にありますね。

**【委員長】**

それでは、「その他」、ほかにありますでしょうか。

大分時間はたっておりますが、続きまして、冒頭に非公開と決しました議案等の審議に入りますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退場)

**【委員長】**

それでは、議案第24号について、文化課、説明をお願いいたします。

議案第24号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第23号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係職員以外退場)

**【委員長】**

それでは、議案第23号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

議案第23号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

本日子定していましたが議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会とします。

ありがとうございました。

午後4時11分閉会